

	平成 26 年 10 月 3 日
一部改正	平成 27 年 6 月 8 日
一部改正	平成 27 年 12 月 1 日
一部改正	平成 31 年 4 月 23 日
一部改正	令和 元年 7 月 29 日
一部改正	令和 2 年 3 月 24 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
	佐世保地方総監部契約課

物品等の調達における「オープンカウンター方式による公募型見積合わせ」の導入について

平素から、海上防衛と当地方総監部の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。警戒監視活動をはじめとする日々の任務を粛々と実施できますことは、皆様のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、当地方総監部では、物品等の調達における公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、見積合わせによって物品等を調達する際に、多くの事業者から見積書を提出いただけるよう、オープンカウンター方式による公募型見積合わせを導入いたします。

1 概要

見積合わせによって物品等を調達する前に、物品等の調達予定の要求件名リストを掲示し、要求案件ごと見積書の提出を公募いたします。これにより、契約相手方を特定することなく、多くの事業者から見積書を提出いただくことが可能となります。

2 対象調達

見積合わせを行う物品等の調達のうち、予算決算及び会計令第99条第3号、第4号、第5号及び第7号の規定に該当するもので、官側が見積書の提出を公募することが適当と判断する調達となります。調達予定の要求件名リストに記載されていないその他の調達は、従前の方法により見積書の徴取を行います。

3 実施手順

- (1) 佐世保地方総監部契約課は、見積合わせにより調達しようとする物品等の調達情報を「佐世保地方隊ホームページ【西海の護り】」「佐世保地方総監部契約課入口」「佐世保商工会議所」などに掲示します。
- (2) 事業者は、要求件名リストから受注希望案件を選定し、参加申し込みを行います。契約課から仕様書を受領し、仕様内容を確認いただいた上で、提出期限までに見積書を契約課へ提出していただきま

す。見積書は原本に限ります。(FAXやメールでの提出は認められません。)

提出いただいた見積書を審査し、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出いただいた事業者を契約相手方とする、いわゆる簡易型一般競争入札ですので、一度提出いただいた見積書の差替え、変更及び取消しは行えません。

- (2) 企画提案又は見本の提出が参加の条件とされている案件の場合は、「企画提案書」又は「製品見本」若しくはその両方を事前に提出していただき、企画審査等を受けるものとします。企画審査等に合格した事業者が見積書を契約課に提出することができます。
- (4) 契約課において見積書を審査し、契約相手方を決定します。この際、同価格の見積書が2者以上ある場合には、当該者によるくじ引き等による抽選といたします。ただし、何らかの理由で参加が困難な場合は、当該契約事務に関係のない職員の代理抽選となります。
なお、見積書を審査した結果は、決定した契約相手方に通知するほか、当該案件に係る見積書を提出した事業者から問い合わせがあった場合は、決定した契約金額、契約相手方等について個別に回答するものとします。
- (5) 同等品承認申請書の締切は、見積書提出期限の前日とします。(サプライチェーン・リスク対応を求めるものを除く。) 細部については、それぞれ担当者にお問い合わせください。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。
ただし、イからエについては、長崎県内又は案件に応じ別に指定する都道府県に本店(個人の場合は主たる事務所)が所在する者とする。
ア 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされ、かつ競争参加地域が「九州・沖縄」である者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。

ただし、仕様内容等により海上自衛隊佐世保地方総監部経理部

長が必要と認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることができる。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ 同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積の提出日までの1年間において、佐世保地方総監部との間で契約を締結した実績がある事業者（全省庁統一資格の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされた者を除く。）

(4) 海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長から又は防衛省として指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 見積書の無効

(1) 参加資格を有しない者の提出した見積書

(2) 記名を欠く見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭である見積書

(5) 見積に関する条件に違反した見積書

6 その他

本方式の細部について、ご不明な点があれば、佐世保地方総監部契約課までお問い合わせください。

〒857-8567 長崎県佐世保市平瀬町18番地

佐世保地方総監部経理部契約課審査係

電話 0956-23-7111（内線 3252、3253） FAX 0956-24-4199